

2. 河川・下水道

アメリカの河川の種別と整備・管理等の分担関係

対策	河川の種別		関与している連邦機関・公社	費用負担
治水	大河川	航行可能大河川(Navigatable Water)	陸軍工兵隊	連邦 州、郡、市町村
		大河川(西部17州)	内務省開拓部	
		テネシー川	TVA	
水質・水量管理	中小河川	航行可能大河川(Navigatable Water)	農務省自然資源保全局	連邦 州、郡、市町村
			環境保護庁、陸軍工兵隊	
			環境保護庁、内務省開拓部	
水資源開発	大河川	航行可能大河川(Navigatable Water)	環境保護庁、農務省自然資源保全局	連邦 州、郡、市町村
			陸軍工兵隊	
			内務省開拓部	
舟運	中小河川	航行可能大河川(Navigatable Water)	農務省自然資源保全局	連邦
			陸軍工兵隊	
			内務省開拓部	

※西部17州：ノース・ダコタ州及びテキサス州を結ぶエリアより西部の地域を指す。

(参考)州における整備・管理体制の例(主に大陸の東側と西側について)

州名	治水、水資源開発		維持・管理	費用負担
	ヴァージニア州 (東側)	連邦(陸軍工兵隊)	郡、市町村	
ワシントン州 (西側)	州	州	連邦(55-100%) 州(0-45%)	

アメリカの下水道の種類と整備・管理等の分担関係

対策	計画・整備主体		維持・管理主体	
		費用負担		費用負担
下水道	市町村	連邦(環境保護庁)、州、市町村	市町村	市町村 (下水道使用料)
	特別区	連邦(環境保護庁)、州、特別区	特別区	特別区 (下水道使用料)

(1) 連邦の役割

連邦が関与するのは、州際通商に係わる大規模河川の洪水管理、舟運、地方の要請に基づく洪水管理、水資源開発、環境保全等であり、地方の要請に基づき技術支援や資金援助を行っている。河川行政には多くの機関が関与しており、河川行政組織を特定することはできない。

○内務省開拓部

水供給、水資源の保全、開発及び有効利用の促進（洪水防御、ダム運営、水質保全等）、魚類・野生生物の保護、灌漑による西部の土地開拓、水力発電所システムの管理、水資源データの収集等を管轄している。

アメリカ最大の水供給機関であり 3,100 万人に水供給を行っているほか、58 の水力発電所を有し、毎年、400 億ワット/h 以上の発電を行っている。

○環境保護庁

水質保全の監督機関であり、水質保全法（Clean Water Act）に基づき、排水基準及び水質保全目標の設定、排水許可事務、水質監視、水質基準の承認、下水処理施設に係る援助等を行っている。

○農務省自然資源保全局（Natural Resources Conservation Service）

河川に対する総括的な責任はないが、主に中小河川における流域調査、流量の測定、土壌の侵食防止を所管し、私有地の所有者と協力して、土壌・水等の自然資源の保護にあたっている。

○陸軍工兵隊

陸軍工兵隊はそもそも陸軍の不動産管理者として機能し、不動産取得・管理・維持・運営を行うとともに、舟運の改善、洪水防御、水資源対策、国防、環境保護等の観点から、種々の河川行政を所管している。また、土木事業も所管しており、自然災害の復旧作業等にも援助を行っている。

工兵隊はこれまで、12,000 マイルの航行可能大運河を整備するとともに、併せて 275 以上の水門及びダムを建設しており、工兵隊が管理する 75 の水力発電所は全米の水力発電の 1/4 を担っている。

○テネシー渓谷開発公社（Tennessee Valley Authority : TVA）

1933 年に米国議会で創設された連邦の公社であり、テネシー川流域の洪水防御、航行、地域経済開発、電力の供給等を行っている。テネシー川及び

その支流にまたがる 29 の水力発電用ダムを管理し、南東部 7 州の 730 万人に電気を供給している。

(2) 地方の役割

州、郡、市町村は、連邦の機関が行う様々な治水・水資源開発事業における河川の維持・管理を行うほか、州が中心となって独自の河川行政を行っている。（必要に応じて連邦政府に財政・技術面での支援を要請する）。特に治水については、地域団体と一体となって、氾濫原管理と呼ばれる総合的な水対策を実施している。

※氾濫原管理

氾濫原の土地利用規制や洪水の予報、被災者への経済的対応（税調整、洪水保険、災害援助）等と構造物対策を組み合わせることにより、洪水被害を最小限に抑えようとする総合的な治水対策。

水質保全については、各州が水質保全法に基づき州法を制定し、水質の監視や水質改善プログラム（環境保護庁の承認を要する）の策定を行っている。下水道事業については、市町村及び関係市町村で構成する特別区が事業主体となっている。事業費は下水道使用料で賄われているが、財源状況が厳しいところでは積極的な官民パートナーシップの推進が行われている。

(3) 民間活用の例

○セントローレンス水路会社 (Saint Lawrence Seaway Development Corporation)
沿岸警備隊 (Coast Guard) から権限を委譲され、内陸水路の管理・運営を行っている。

(4) 補助等について

連邦の各機関は、治水対策を中心に様々な補助を行っている。

なお下水道事業については、連邦からの補助の他、州独自の補助制度も実施されている。

○Clean Water State Revolving Fund Program

連邦（環境保護庁）が、50 州に原資としての補助金を支給し、これを元に各州政府が州の貸付基金を創設。州は、当該基金を元に、公共の排水処理施設や下水道施設の建設・改築に要する費用に充てるため、地方政府に対して貸付けを行う。（貸付けの条件は各州により異なる。）

イギリスの河川の種別と整備・管理等の分担関係

対策	河川の種別	計画主体	整備・管理主体	費用負担
				費用負担
治水	主要河川 (Main Rivers)	国(環境・交通・地域省) (農漁食糧省) 環境庁	環境庁	国、環境庁
	普通河川 (Ordinary Rivers)	県、市町村、排水組合	県、市町村、排水組合	県、市町村、排水組合
水質・水量管理		環境庁 (水事業会社)	環境庁 水事業会社	国、環境庁 水事業会社(上水道使用料)

イギリスの下水道の種別と整備・管理等の分担関係

対策	計画・整備、維持・管理主体		費用負担
	計画・整備、維持・管理主体	費用負担	
下水道	水事業会社	水事業会社 (下水道使用料)	

(1) 国の役割

○環境・交通・地域省 (DETR)

イングランドにおける水管理、水資源管理、環境保全やレクリエーション施設の整備を所管。環境保護政策を通じ、環境庁に対して監督責任を負っており、治水政策に大きな影響力を持っている。

(イングランドにおける水環境の保全に係る'97予算：363百万£)

○農漁食糧省

イングランドにおける治水及び高潮対策に関して全般的な責任を負っており、環境庁や県、市町村の治水事業に対して補助を行っている。また、DETRと協議の上、治水対策を立案する。

(環境・交通・地域省及び農漁食糧省の環境庁治水事業に対する補助金 37百万£)

○環境庁

治水、水環境、水資源開発、漁業、レクリエーション、舟運等の管理機関として設立された河川管理公社 (National River Authority : NRA) の業務を引継ぎ、96年に設立。環境全般としての総合的な視野より、県、市町村や環境保護団体等と連携し、環境保全、治水 ('97管理総延長 43,000km) ・利水事業全般を所管している。

(環境庁の'97予算：575百万£)

※排水水質規制

下水処理水の放流も含め、排水の際には環境庁の同意が必要とされている。

○水事業監察局 (Office of Water Services)

政府から独立した機関で、上下水道に関する顧客 (住民) 保護・サービスの適正水準確保を目的に、料金の上限設定等の規制を行っている。

運営に係る経費は水事業会社からの特許料で賄っている。

(2) 地方の役割

県、市町村は、環境庁による主要河川の治水事業に対して許認可権限を有しており、原則として、普通河川についての治水工事 (高潮対策工事を含む。) を行っている。また、地方の農村地区では、非政府組織である排水組合

(Internal Drainage Boards) が県、市町村からの管理費や地方税を財源として治水事業を行っている。なお、工事によっては、環境庁の同意や環境団体からの意見聴取が必要となることもある。

(3) 民間活用の例

○水事業会社 (Water Companies)

上下水道事業については、89年の水法で水事業会社に民营化されている。水事業会社は、利用者（住民）から使用料を徴収し上下水に関するサービスを提供する他、独自に水資源開発や環境保護に取り組んでいる。

(4) 補助金等について

環境・交通・地域省と農漁食糧省は、環境庁や県、市町村に補助金を交付している。

なお、下水道の整備・管理費用については、水事業会社が利用者（住民）から下水道料金を徴収して賄っており、国等からの補助金は無い。

ドイツの河川の種別と整備・管理等の分担関係

対策	河川の種別	計画主体	整備・管理主体	
				費用負担
治水	連邦水路	州	州、郡、市町村	州、郡、市町村 水組合等
	一級河川	州	郡、市町村、水組合等	
	二・三級河川	州	州、郡、市町村 水組合等	
水質・水量管理	連邦水路	州	郡、市町村、水組合等	州、郡、市町村
	一級河川	州	郡、市町村、水組合等	
	二・三級河川	連邦	連邦	
舟運	連邦水路・一級河川	連邦	連邦	連邦
	二・三級河川	州	州	

ドイツの下水道の種別と整備・管理等の分担関係

対策	計画・整備主体	維持・管理主体	
		費用負担	
下水道	市町村、水組合	連邦(特例的)、州、 市町村、水組合	市町村、水組合
		費用負担	

(1) 連邦の役割

○環境・自然保護・原子炉安全省

「連邦水管理法」に基づき水管理（治水、水量・水質管理等）の基本的枠組み（役割分担等）が定められており、連邦が河川・下水道行政を所管しているが、実際の整備・管理業務は地方等が対応している。

○交通省

唯一、連邦水路と一級河川の舟運についてのみ管理している。

※連邦水路：ドナウ河、ライン河、エルベ河、ザール河等

連邦水路の総延長は 7,300 km あり、うち 3 / 4 が河川、1 / 4 が運河。

○教育・学術・研究・技術省

水管理に関する調査研究やデータ収集、州に対する技術的協力等を行っている。

○食糧・農林省

非都市部における洪水防御等の治水対策や、北海及びバルト海の海岸管理を行っている。

○ドナウ河保全国際委員会、ライン河汚染防止国際委員会等

国際河川について、関係各国の一体的な流域管理が図られている。

(2) 地方等の役割

具体的な水管理施策については各州の州法により定められている。各州の水管理組織は一般に州、郡、市町村・水組合の三層で構成されている。

○州

水管理行政の統括、水管理の基本計画の策定、水域の利用に関する許可、排水賦課金の徴収、下水道事業計画の認可等の事務を行っている。

○郡

地域（流域）水管理計画の策定や州の計画に基づく事務等を行っている。

○市町村

州の計画に基づく事務、水質の監視、下水道事業等を行っている。

○水組合

水組合は、関係市町村、上水関係企業、下水処理関係企業、河川流域の住民等から構成されており、州の水組合法に基づき、流域内の下水処理、洪

水や排水の安定化（治水）、上水の供給、水質保全等を行っている。水組合が有する権限は地域によって様々であるが、例えば、下水道の枝管は市町村が整備、維持・管理し、幹線管渠及び処理場については水組合が整備、維持・管理するケース（ルール水組合）や、小規模な処理場については市町村が整備し、維持・管理は水組合が行うケース（リップペ水組合）等がある。

(3) 補助金等について

連邦から、大河川の治水事業や連邦の環境プログラムに基づく技術開発に対して補助が行われている。

下水道事業に対する補助は州が行っており、市町村及び水組合は、州からの補助金、排水賦課金を財源とする補助金（これは償還が必要）、借入金等を事業財源としている。なお、下水道の維持・管理の財源については基本的に補助はなく、必要な費用は下水道使用料で賄われている。

(4) その他

現在、下水道はほぼ 100%整備されており、大都市では新規事業がほとんど無い。

フランスの河川の種別と整備・管理等の分担関係

対策	計画主体	整備・管理主体	
			費用負担
治水	流域委員会	沿岸所有者組合、市町村	国、県、市町村、沿岸住民
水質・水量管理	流域委員会	県、市町村	国、県、市町村、沿岸住民

フランスの下水道の種別と整備・管理等の分担関係

対策	計画・整備主体	維持・管理主体	
		費用負担	費用負担
下水道	市町村	国(国土整備・環境省)、 州、県、市町村、 水管理庁	市町村 水管理庁
自主管理汚染処理施設			
戸別汚水処理施設	関係者	関係者	関係者
共同汚水処理施設	関係者又は市町村	関係者又は市町村	関係者又は市町村

(1) 国、地方等の役割

○国土整備・環境省

水局が、環境保護の観点から、水全般の安全管理、治水、洪水危機の告知、下水道整備等の規則の策定と管理を行っているが、具体的な事務は、県の長官に委任されている。

○流域委員会

国土整備・環境省が事務局となり、住民代表、企業代表、政府代表、水の専門団体等で構成される機関。六大河川流域を水管理行政区域と定め、各流域における流域委員会が流域管理基本計画（SDAGE）を策定し、これに従って県、市町村、市町村の事務組合、混成事務組合、沿岸所有者組合等が治水、水資源開発、水質・水量管理面の計画・実施、環境保全等総合的な水管理を担当している。

※流域単位の水管理制度

水源（河川、海、地下水、湖）による区別のない「水」全体として総合的な水管理の制度が実施されている。

※混成事務組合

州、県、市町村及びその他の公法人からなる公施設法人（財政自主権を有し、特定の公役務を業務とする。）

※沿岸所有者組合

沿岸所有者の組合であり、治水工事（河川改修、メンテナンス）の主たる実施機関。（洪水防御法において、治水の責任は沿岸住民にあるという原則が定められており、国は治水の責任を有しない。県や市町村は土地利用規制により治水に関与している。）

○水管理庁

国土整備・環境省の外庁であり、各流域委員会の執行機関。フランスにおける水関連市場は、六大流域に一つづつある水管理庁の活動に大きく依存している。水管理庁は、取水割賦金や排水賦課金の徴収等を行う一方、下水道事業、導水事業、地下水保全事業等を行う県、市町村、企業の監督や財政的援助、技術的助成を行っている。

○県、市町村

流域委員会が策定した SDAGE に基づき、実際に水管理を担当している。
なお、治水については、92 年から沿岸所有者組合が行う治水工事に市町村
が介入できることとなった。

また、市町村は下水道関連事業の実施主体でもあり、市町村法典に基づき、
下水道の設置、非下水道処理施設の検査（必要な場合にはその維持）を行
っている。なお、整備、維持・管理に係るコストの問題から、市町村事務
組合や広域市町村区、混成事務組合等と共同処理を行う市町村も多い。

(2) 補助金等について

国は、公共投資に関する一括補助金である建設整備費総合交付金（DGE）を
州、県及び市町村に交付しており、州、県及び市町村は当該交付金を自ら選
択した公共投資に充当できるようになっている。また、州や県は DGE や自
己財源により、市町村に財政的援助を行っている。